

児童育成クラブ通所児童の保護者の皆様へ

草津市長 橋 川 渉

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言延長による市立小中学校の特例日課

に伴う児童育成クラブの対応について（依頼）

日頃は、児童育成クラブ運営事業に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、9月12日（日）までの新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間が9月30日（木）まで（以下「期間中」）延長されたことから、感染拡大防止の観点から、市立小中学校は期間中、特例の日課を継続し教育活動を行われるところです。

つきましては、期間中の児童育成クラブの対応を引き続き下記のとおりとしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願ひします。

記

1. 期間中の児童育成クラブの対応

期間：令和3年9月10日（金）までを延長し、9月30日（木）までの平日

対応：通常の保育時間に開所（平日 通常の下校時刻～17：30 延長有）

※土曜日は通常どおり開所

※1年生から3年生の児童で学校にて学習活動をされる場合は、クラブ職員が通常の下校時刻に学校にお迎えに行きます。

※午後のオンライン授業時間帯の開所は行いません。4年生から6年生で、放課後児童でクラブを利用される場合は、15時30分以降に、保護者等がクラブに送迎してください。（児童だけの登所は不可）

2. 期間中の保育料について

期間中に、午後から自宅においてオンライン授業等の学習をする場合は、児童育成クラブを利用しなかった日数の保育料については、返還します。（クラブが利用日数に応じて減免すべき保育料を算定し、減免後の額を徴収するなどの対応を行います。）

3. 保護者への協力依頼（要請）

・入会されている児童が濃厚接触者等に該当された場合や検査を受けられる場合は、保護者から小学校への連絡と併せ、児童育成クラブに御連絡いただきますようお願いいたします。

例 ◆保健所から、児童が濃厚接触者等となったと連絡があった。

◆児童が、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることになった。

◆児童が、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった。

・児童育成クラブ入室時は、児童にマスクの着用をお願いします。

・児童育成クラブに登所する前に、必ず御家庭で検温を実施し、その結果をクラブへ報告してください。

・発熱や風邪等の症状がある場合は、児童育成クラブを利用できません。

・期間中は、家族等に発熱や風邪等の症状がある場合は、児童育成クラブを利用できません。

問合せ先

子ども・若者政策課

TEL 077-562-7882